

## 農薬取締法の改正について

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室 **いし** **おか** **とも** **ひろ**  
**石** **岡** **知** **洋**

### はじめに

本年6月に、農薬取締法の一部を改正する法律が成立し、6月15日に公布された。本稿では、農薬取締法の改正内容を紹介する。

#### I これまでの経緯

##### 1 我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針

農薬取締行政の見直しは、近年、急に始まったものではない。2003年の前回の法改正後、5年が経過した際にその施行状況を検討し、2009年に、「我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針」をとりまとめた。以降、順次、農薬取締行政の国際調和の取組を進めてきたところである。

例えば、これまでに、審査報告書の作成・公表、OECD共通の申請様式の導入、英文及び電子的試験報告書の受入れ、短期暴露評価の導入、原体規格の導入、果樹類における作物群での農薬登録の導入等の取組を行ってきた。

##### 2 農業競争力強化支援法

こうしたなか、2017年8月には、農業競争力強化支援法が施行された。

この農業競争力強化支援法では、農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革とあわせて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」や「農産物流通の合理化」の実現を図ることが重要とされている。また、それらを実現するための施策として、農業生産資材については、①安全性を確保するための見直し、②国際的な標準との調和を図るための見直し、③規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直し、を行うこととされた。

今般の農薬取締法の改正についても、こうした観点から見直しを行っている。

### II 農薬取締法の改正内容（概要）

#### 1 農薬取締法改正の背景

農薬については、安全性を確認したものを登録し、製造・使用できる仕組みとしているが、農薬の安全性を一層向上させるためには、登録後においても、最新の科学的知見を的確に反映できる制度としていくことが重要である。また、良質かつ低廉な農薬の供給等により、より効率的で低コストな農業に貢献するため、農薬に係る規制を合理化していくことも必要である。

このように、農薬の安全性の向上と、規制の合理化を、総合的に進めることにより、農薬の一層の安全性を確保するとともに、生産コスト低減や、農薬や農産物の海外展開にも資することを旨とした改正内容となっている。

#### 2 法改正のポイント

改正のポイントの一つ目は、再評価制度の導入である。これは、同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的知見に基づき再評価を行うものである。また、毎年、農薬製造者から安全情報の報告を求め、必要な場合には、随時評価を行い、登録内容の見直しを行うことにしている。なお、現行の3年ごとの再登録は廃止する。

二つ目は、農薬の登録審査の見直しで、具体的には、①農薬使用者に対する影響評価の充実、②動植物に対する影響評価の充実、③さらには、既登録農薬においても原体規格（有効成分及び不純物の含有濃度の規格）を設定していく等、農薬の安全性に関する審査の充実である。

また、先発農薬と原体の成分・安全性が同等である場合は、毒性試験等、提出すべき試験データの一部を免除できることとしている。

本法律の施行期日は、公布日（2018年6月15日）から6ヶ月以内としているが、農薬使用者及び動植物に対する影響評価の充実、使用期限に関する改正部分については、公布日から2年以内（以下、「第2弾施行」という。）としており、いずれも、今後、政令で具体的な期日を定める予定である。